

重要事項説明書

記入年月日	令和4年10月1日
記入者名	郡 浩継
所属・職名	施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)ばなそにつく えいじふりー かぶしきがいしゃ パナソニック エイジフリー株式会社	
主たる事務所の所在地	〒 571-8686 大阪府門真市大字門真1048番地	
連絡先	電話番号／FAX番号	06-6900-9831／06-6900-9832
	メールアドレス	
	ホームページアドレス	http://panasonic.co.jp/ls/paf/
代表者（職名／氏名）	代表取締役 / 坂口 哲也	
設立年月日	平成 10年6月19日	
主な実施事業	※別添1（別々に実施する介護サービス一覧表）	

2 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	(ふりがな)えいじふりー・らいふこうりえん エイジフリー・ライフ香里園	
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）	
所在地	〒 572-0089 大阪府寝屋川市香里西之町22番7号	
主な利用交通手段	京阪電車 香里園駅から1.2km（徒歩約15分）	
連絡先	電話番号	072-802-0203
	FAX番号	072-802-0205
	ホームページアドレス	http://panasonic.co.jp/ls/paf/
管理者（職名／氏名）	施設長 / 郡 浩継	
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	26年4月1日（当初開設日） 平成 平成13年12月15日、現会 / 平成 26年2月26日/保介第2956号 社が事業継承）	

（特定施設入居者生活介護の指定）

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	第2770304356号	所管している自治体名	寝屋川市
特定施設入居者生活介護 指定日	平成 26年4月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	第2770304356号	所管している自治体名	寝屋川市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成 26年4月1日		

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり						
	賃貸借契約の期間	令和 4年4月1日 ~ 令和 34年3月31日										
	面積	5,772.7 m ²										
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし						
	賃貸借契約の期間	~										
	延床面積	6,384.1 m ² (うち有料老人ホーム部分 6,037.7 m ²)										
	竣工日	平成 13年11月15日		用途区分	有料老人ホーム							
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：一部準耐火建築物								
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：								
	階数	4階 (地上 4階、地階 階)										
サ高住に登録している場合、登録基準への適合性												
居室の状況	総戸数	102戸		届出又は登録(指定)をした室数		102室 (102室)						
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)			
	一般居室個室	○	○	×	×	○	※10.4	99	※トイレ/洗面ゾーン、収納(家具/設備)除く内法床面積			
	介護居室相部屋(夫婦・親族)	○	○	×	×	○	※20.8	3	※トイレ/洗面ゾーン、収納(家具/設備)除く内法床面積			
共用施設	共用トイレ	10ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ		1ヶ所		うち車椅子等の対応が可能なトイレ		8ヶ所		
	共用浴室	大浴場 2ヶ所		個室 4ヶ所								
	共用浴室における介護浴槽	機械浴 3ヶ所		チェアー浴 1ヶ所		その他：リフト浴 1ヶ所		ストレッチャー浴 1ヶ所				
	食堂	5ヶ所		面積 351.1 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備		あり				
	機能訓練室	1ヶ所		面積 36.1 m ²								
	エレベーター	あり(ストレッチャー対応)					3ヶ所					
	廊下	中廊下 2.95 m		片廊下 1.8 m								
	汚物処理室	3ヶ所										
	緊急通報装置	居室 あり		トイレ あり		浴室 あり		脱衣室 あり				
		通報先		ケアステーション内専用電話およびスタッフのPHS		通報先から居室までの到着予定時間		概ね45秒以内				
その他(数)	家族室(1)、談話コーナー(1)、和室(1)、静養室(1)、理美容室(1)、機能訓練室(1)、口腔ケア室(1)、健康管理室(1)、多目的ホール(1)、喫茶コーナー(1)、図書コーナー(1)、来客用宿泊室(1)、ミニショップ(1)、パソコン設置(2台)、屋上庭園(1)等											
消防用設備等	消火器	あり		自動火災報知設備 あり		火災通報設備 あり						
	スプリンクラー	あり		なしの場合(改善予定時期)								
	防火管理者	あり		消防計画		あり		避難訓練の年間回数		2回		

4 サービスの内容
(全体の方針)

<p>運営に関する方針</p>	<p>◆理念 私たちは 高齢者とそのご家族にここに届く最適な商品・サービスを提供し「ゆとりと笑顔のある暮らし」の実現をお手伝いすることで社会に貢献します</p> <p>◆行動指針 私たちは 1. お客様の尊厳を大切にします 2. チームワークを大切に最適な商品・サービスを提供します 3. お客様との会話を大切にし明るい雰囲気づくりに努めます 4. 個性を尊重しあい活発に仕事ができる環境づくりに努めます 5. 新しい商品・サービスの創造に日々チャレンジします</p> <p>◆運営方針 1 要介護状態のご入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 また、要支援状態のご入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、ご入居者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 2 介護は、ご入居者の心身の状況に応じ、ご入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。 3 事業者は、ご入居者の意思及び人格を尊重し、常にご入居者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 4 当該ご入居者又は他のご入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご入居者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。 5 事業の実施に当たっては、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常にご入居者のご家族との連携を図り、ご入居者とそのご家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。 6 前5項のほか、寝屋川市有料老人ホーム設置運営指導要綱、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第116号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
<p>サービスの提供内容に関する特色</p>	<p>●豊富なアクティビティ（音楽療法・ビューティケア・犬とのふれあい・カラオケクラブ・編物教室・園芸教室・学習療法・脳の健康教室・書道教室・絵画教室・ちぎり絵教室・お茶会クラブ・生け花教室等） ●手厚い人員配置に加え、「ケア情報システム」を駆使し、きめの細かな行き届いた対応で安心してお過ごし頂けます。 ●看護師の24時間365日常駐やかかりつけ医との連携で迅速な医療支援ニーズへの対応及び機能訓練指導員常勤による専任体制で充実したリハビリを提供しています。</p>

サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	株式会社門松
洗濯、掃除等の家事の供与	委託	パナソニックファシリティーズ株式会社
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
	提供内容	ご入居者の状況に応じて随時居室訪問
	サ高住の場合、常駐する者	
健康診断の定期検診	委託	医療法人桜峰会 香川クリニック
	提供方法	年2回実施
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		<p>事業者は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>(1) 虐待防止に関する責任者は、管理者の「郡 浩継」です。</p> <p>(2) 苦情解決体制を整備しています。</p> <p>(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。</p> <p>(4) 職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。</p> <p>(5) 職場懇談会、朝会等で適宜虐待防止のための啓発・周知を実施している。</p>
身体的拘束		<p>①事業者は、原則として入居者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入居者又は契約者及び身元引受人に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。</p> <p>(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入居者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。</p> <p>(2) 非代替性……身体拘束以外に、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。</p> <p>(3) 一時性……入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。</p> <p>②2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。</p> <p>③1ヵ月に1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。</p>

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		<p>①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画（以下、「計画」という。）を作成する。</p> <p>②計画の作成にあたっては、多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者及び家族等に対して、その内容を理解しやすいよう説明し、同意を得たうえで交付するものとする。</p> <p>③計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、入居者の状況やサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告する。</p> <p>④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行う。</p> <p>⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。</p>	
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。	
	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。	
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。	
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。	
	移動・移乗介助	あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。	
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。	
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。	
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。	
	器具等を使用した訓練	あり 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。	
その他	創作活動など	あり 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。	
	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。	
施設の利用に当たっての留意事項		禁止行為や、お願い事項について、入居契約書第23条（禁止又は制限されている行為）、及び管理規程に定めます。	
その他運営に関する重要事項		サービス向上のため、職員に対し、初任者、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故対応、認知症ケア、介護技術等の研修を実施している。	
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		なし	
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	(Ⅰ)	あり
	夜間看護体制加算		あり
	医療機関連携加算		あり
	看取り介護加算	(Ⅱ)	あり
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅲ)	あり
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)(Ⅱ)	あり
	入居継続支援加算	(Ⅱ)	あり
	生活機能向上連携加算		なし
	若年性認知症入居者受入加算		なし
	口腔衛生管理体制加算		あり
	栄養スクリーニング加算		なし
	退院・退所時連携加算		あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり	(介護・看護職員の配置率) 1.5 : 1 以上	

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助、健康管理、健康相談		
	その他の場合：		
協力医療機関	名称	医療法人 浜田医院	
	住所	大阪府枚方市東中振1丁目1-2	
	診療科目	内科、消化器科、循環器科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科	
	協力内容	訪問診療	月4回、内科かかりつけ医による 往診、健康管理、健康相談
		その他の場合：	
	名称	医療法人光輪会 さつきクリニック	
	住所	大阪府高槻市宮野町17-5 コーポ加藤 1階	
	診療科目	内科	
	協力内容	訪問診療	月2回、内科かかりつけ医による 往診、健康管理、健康相談
		その他の場合：	
	名称	医療法人祥風会 緑が丘みどりクリニック	
	住所	大阪府寝屋川市太秦緑が丘28-8	
	診療科目	内科、精神科	
	協力内容	訪問診療	月2回、内科かかりつけ医による 往診、健康管理、健康相談
		その他の場合：	
	名称	医療法人亀寿会 亀岡内科	
	住所	大阪府枚方市西禁野2丁目2-15	
	診療科目	内科、糖尿病内科	
	協力内容	訪問診療	月2回、内科かかりつけ医による 往診、健康管理、健康相談
		その他の場合：	
名称	むらたメンタルクリニック		
住所	大阪府寝屋川市香里新町22-3 サンミネマツ202号		
診療科目	心療内科、神経科、精神科		
協力内容	訪問診療	月2回 訪問診療	
	その他の場合：		

	名称	中村医院
	住所	大阪市旭区大宮3丁目6-21
	診療科目	耳鼻咽喉科
	協力内容	訪問診療 必要に応じて訪問診療 その他の場合：
	名称	パナソニック健康保険組合 松下記念病院
	住所	大阪府守口市外島町5-55
	診療科目	救急診療科、総合診療科、足病診療科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、脳神経外科、精神神経科、外科、脳神経内科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、腎不全科、麻酔科、歯科口腔外科、放射線科、小児科、産婦人科、緩和ケア内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、ドック健康センター、専門クリニック、セカンド・オピニオン
	協力内容	急変時の対応、検査、入院 その他の場合 入院加療の受け入れ、緊急時の搬送先としての受け入れ及び治療
	名称	医療法人道仁会 道仁病院
	住所	大阪府寝屋川市仁和寺町31-1
診療科目	内科、外科、大腸肛門科、整形外科・リハビリテーション室、放射線科	
協力内容	急変時の対応、検査、入院 その他の場合 入院加療の受け入れ、緊急時の搬送先としての受け入れ及び治療	
協力歯科医療機関	名称	福原歯科医院
	住所	大阪府寝屋川市香里西之町16-11
	協力内容	訪問診療 月8回 口腔ケアを含めた訪問歯科治療 その他の場合：

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合	介護居室へ移る場合		
	その他の場合：		
判断基準の内容	入居者に対してより適切な介護等を提供するために必要と判断する場合、又は入居者自身あるいは他の入居者の身体的精神的健康に支障があると認められた場合		
手続の内容	入居時に居室変更承諾書をもらう。但し①一定の観察期間を設ける。②医師の意見を確認する。③入居者もしくは契約者及び身元引受人の同意を得ることを条件とする。		
追加的費用の有無	なし	追加費用	
居室利用権の取扱い	住み替え後の居室に移行		
前払金償却の調整の有無	なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容
	便所の変更	なし	変更の内容
	浴室の変更	なし	変更の内容
	洗面所の変更	なし	変更の内容
	台所の変更	なし	変更の内容
	その他の変更	なし	変更の内容

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護を必要とされる概ね65歳以上で要支援・要介護認定を受けた方 ・ 常時医療機関において治療をする必要のない方 ・ 自傷、他害の恐れのない方 等 		
契約の解除の内容	① 入居者が死亡した場合 ② 入居者、又は事業者から解約した場合		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居者の行動が、他の入居者・職員の生命に危害を及ぼすかその恐れがあり、通常の介護方法・接遇方法では防止できない場合 等	
	解約予告期間	90日	
入居者からの解約予告期間	30日		
体験入居	あり	内容	1泊2日3食付11,000円／泊（税込み） （原則として7泊8日以内）
			8泊目以降は、33,000円／泊（税込み）
入居定員	105人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	2	2		2	
生活相談員	2	2		1.5	アクティビティ担当1名
直接処遇職員	60	41	19	57.2	
介護職員	53	37	16	51.1	
看護職員	7	4	3	6.1	
機能訓練指導員	2	2		2	
計画作成担当者	2	2		2	
アクティビティ担当者	1	1		0.5	
調理員	19	1	18	9.5(委託)	
事務員	5	4	1	5	
その他職員	1	0	1	1.0	
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					37.45 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
社会福祉士	5	5		
介護福祉士	41	32	9	
介護福祉士実務者研修修了者	11	11		
介護職員初任者研修修了者	35	23	12	
介護支援専門員	6	6		

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師			
理学療法士	1	1	
作業療法士	1	1	
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (20時45分～7時00分)			
	平均人数		最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	1	人	0 人
介護職員	6	人	3 人
生活相談員	0	人	0 人
守衛	1	人	0 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率		1.5 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)		1.30 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数		人
	訪問介護事業所の名称		
	訪問看護事業所の名称		
	通所介護事業所の名称		

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				あり (特定施設の管理者)					
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称	介護福祉士					
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1		2							
前年度1年間の退職者数	1	1	5	1						
た業 職務に の従 人事 数 した 経験 年数 に 応じ	1年未満	2	1							
	1年以上 3年未満	1	2	3					1	
	3年以上 5年未満			6	1		1			
	5年以上 10年未満	1	1	16	5	1	1			
	10年以上			10	8	1				1
備考										
従業者の健康診断の実施状況	あり									

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式	
利用料金の支払い方式	選択方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	一部前払い・一部月払い方式 月払い方式
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	あり	
	内容： 日割り計算で減額（欠食時の食費）	
利用料金の改定	条件	物価変動、人件費上昇等により改定することがある。
	手続き	運営懇談会の意見を聴く。

(代表的な利用料金のプラン)

		85歳以上Aプラン	月払いプラン
入居者の状況	要介護度	要支援、要介護	要支援、要介護
	年齢	概ね65歳以上	概ね65歳以上
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室
	床面積	10.40㎡（トイレ/洗面ゾーン、収納（家具・設備）除く内法床面積）	10.40㎡（トイレ/洗面ゾーン、収納（家具・設備）除く内法床面積）
	トイレ	あり	あり
	洗面	あり	あり
	浴室	なし	なし
	台所	なし	なし
	収納	あり	あり
入居時点で必要な費用	前払金（家賃、介護サービス費等）	23,834,240円	0円
月額費用の合計		233,074円	605,484円
家賃		0円	130,000円
サービス費用	介護保険外	特定施設入居者生活介護※の費用	要介護3で自己負担1割の場合) 24,964円
		食費（軽減税率適用対象）	58,320円
		管理費	125,550円
		介護費用	24,240円
		共通管理サービス費	0円
		光熱水費	管理費に含む
		その他	
備考		介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。	

(利用料金の算定根拠等)

家賃	土地建物賃借料等を基礎とする家賃相当の費用
共通管理サービス費	間接人件費、設備償却費、事務機器費用、調理師・栄養士の人件費等に要する費用
前払金	算定にあたって、想定居住期間及び初期償却率については当社グループ運営施設の全入居者の在居期間(年齢別)実績、公的データとして(公)全国有料老人ホーム協会が運営する入居者基金制度における要介護者データ等を使用しておおむね50%の方が在居継続(50%の方が退去)される期間を基本に設定しています。
食費	1日3食+おやつを提供するための費用
管理費	共用部維持管理費、事務・管理部署の事務費、入院時のお見舞い(洗濯交換、買物等)、光熱水費(居室部)、共用部消耗品費(トイレトペーパー類、洗剤類消耗品)、通常の理美容、通常の洗濯・・・に要する費用
光熱水費	管理費に含む
介護保険外介護サービス費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 上乗せ介護費：入居者1.5人に対して週37.45時間換算で介護・看護職員を1人以上配置するための費用として、介護保険給付及びご入居者負担によって賄えない額に充当するものとして、合理的な積算根拠に基づく。前払い金の一部と月額利用料で徴収する。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2、別添6
生活サポート費	要介護認定が自立になった場合は、別紙「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」に記載の<介護サービス><生活サービス><健康管理サービス>の費用として、月額66,000円をいただきます。
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	(上掲)
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間(償却年月数)	70歳～74歳 84ヶ月、75歳～79歳 72ヶ月、80歳～84歳 60ヶ月、85歳以上 48ヶ月
償却の開始日	入居日の翌日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)	※プランにより異なる。 入居時85歳以上の場合 4,850,400～5,958,560円 入居時80～84歳の場合 6,028,400～7,334,400円 入居時75～79歳の場合 8,106,720円 入居時70～74歳の場合 9,457,840円
初期償却額	要支援・要介護 25%

返還金の算定方法	入居後 3 月以内の契約終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前払い金－（前払い金－初期償却額）÷ 想定居住月数 ÷ 30 ×（入居日から契約終了までの日数） ・ 初期償却費用については無利息で全額返還する。 <p>※月額利用料については日割りで精算します。 ※必要な原状回復費用があれば受領します。</p>
	入居後 3 月を超えた契約終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ （前払い金－初期償却額）×（契約終了日から想定居住期間満了日までの日数）÷（入居日の翌日から想定居住期間満了日までの日数）
前払金の保全先	5 全国有料老人ホーム協会	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	4人
	75歳以上85歳未満	16人
	85歳以上	72人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	10人
	要支援2	11人
	要介護1	17人
	要介護2	19人
	要介護3	6人
	要介護4	11人
	要介護5	18人
入居期間別	6ヶ月未満	7人
	6ヶ月以上1年未満	3人
	1年以上5年未満	44人
	5年以上10年未満	29人
	10年以上	9人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		2人 / 8人
入居者数		92人

(入居者の属性)

性別	男性	19人	女性	73人	
男女比率	男性	20.7%	女性	79.3%	
入居率	87.6%	平均年齢	88.5歳	平均介護度	2.4

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	0人
	死亡者	16人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	0人
		(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		パナソニック エイジフリー株式会社 ライフサポート事業部運営本部 施設運営部
電話番号 / FAX		06-6906-2224 / 06-6906-4365
対応している時間	平日	9:00～17:00
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		土曜・日曜・祝日・年末年始
窓口の名称 (設置者)		「エイジフリー・ライフ香里園」 担当：生活相談員
電話番号 / FAX		0120-658-346 / 072-802-0205
対応している時間	平日	8:30～17:30
	土曜	8:30～17:30
	日曜・祝日	8:30～17:30
定休日		なし
窓口の名称 (所在市町村 (保険者))		寝屋川市福祉部高齢介護室
電話番号 / FAX		072-838-0372 / 072-838-0102
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土曜・日曜・祝日・年末年始
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号 / FAX		06-6949-7106 /
対応している時間	平日	9:00～17:00
定休日		土曜・日曜・祝日・年末年始
窓口の名称 (有料老人ホーム所管庁)		寝屋川市福祉部高齢介護室
電話番号 / FAX		072-838-0372 / 072-838-0102
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土曜・日曜・祝日・年末年始
窓口の名称 (虐待の場合)		寝屋川市福祉部高齢介護室
電話番号 / FAX		072-838-0372 / 072-838-0102
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土曜・日曜・祝日・年末年始
窓口の名称		公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
電話番号 / FAX		03-3548-1077 /
対応している時間	月・水・金	10:00～17:00
定休日		祝日・年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	あり
	ありの場合 の内容： 損害賠償保険 保険会社：損保ジャパン日本興亜
賠償すべき事故が発生したときの対応	あり
	ありの場合 の内容： 事故対応マニュアルによる
事故対応及びその予防のための指針	あり

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	
		実施日	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート 4年6月 ● ご家族との懇談会 令和 4年6月 ● 入居者との懇談会 4年6月 ● ご意見箱を毎年設置
		結果の開示	あり
		開示の方法	運営懇談会、施設内情報開示ファイル
第三者による評価の実施状況	あり	ありの場合	
		実施日	平成 23年2月21日
		評価機関名称	全国有料老人ホーム協会サービス第3者評価 (評価：榊川原経営総合センター)
		結果の開示	あり
		開示の方法	施設内情報開示ファイル

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 2回
		構成員	ご入居者、ご家族、施設役職員
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」並びに、大阪府個人情報保護条例及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守する。 ・事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サービス提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する。 ・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。 ・事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。 		
緊急時等における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、看護、介護スタッフが協力し、人命最優先の考え方で最適・最速の手段を、フロー図に規定している。協力医療機関、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急時対応フロー図、医療機関への搬送手順、救急車要請手順、夜間緊急対応等についてマニュアルで規定している） ・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 ・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。 		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	あり		
合致しない事項がある場合の内容	居室床面積：トイレ、洗面ゾーン、収納（棚、家具）を除いた内法床面積10.4㎡（大阪府基準13㎡）		
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明	入居者及び家族等へ契約前、契約時に、不適合事項及び代替措置等について説明している。（リビングを広く確保。居室外活動重視しアクティビティの豊富な実践等）		
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

- 添付書類：別添1（別の実施する介護サービス一覧表）
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）
別添3（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表）
別添4（介護報酬額の自己負担基準表）

上記の重要事項の内容について、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名

(別添1)事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	あり	5ヶ所	
訪問入浴介護	あり	10ヶ所	
訪問看護	あり	3ヶ所	
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	あり	22ヶ所	
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	あり	7ヶ所	
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	エイブル・ライフ大和田 エイブル・ライフ星が丘	大阪府門真市常称寺町10番1号 大阪府枚方市印田町9番60号
福祉用具貸与	あり	6ヶ所	
特定福祉用具販売	あり	6ヶ所	
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	あり	2ヶ所	
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	19ヶ所	
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり	9ヶ所	
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問介護	あり	5ヶ所	
介護予防訪問入浴介護	あり	10ヶ所	
介護予防訪問看護	あり	3ヶ所	
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所介護	あり	22ヶ所	
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	7ヶ所	
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	エイブル・ライフ大和田 エイブル・ライフ星が丘	大阪府門真市常称寺町10番1号 大阪府枚方市印田町9番60号
介護予防福祉用具貸与	あり	6ヶ所	
特定介護予防福祉用具販売	あり	6ヶ所	
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	19ヶ所	
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※(税込み)	
介護サービス	食事介助	あり	月額費に含む	
	排せつ介助・おむつ交換	あり	月額費に含む	
	おむつ代	あり	施設指定品：月額費に含む	施設指定品以外は実費
	入浴（一般浴）介助・清拭	あり	週2回：月額費に含む	
	特浴介助	あり	週2回：月額費に含む	
	身辺介助（移動・着替え等）	あり	月額費に含む	
	機能訓練	あり	月額費に含む	S T、個別マッサージ依頼は委託業者紹介
	通院介助	あり	寝屋川・枚方地域の病院及び協力医療機関（松下記念病院）における手続き代行、付添介助は利用料に含む。	左記以外は付添料（別添6）、及び交通費は実費
生活サービス	居室清掃	あり	月額費に含む	
	リネン交換	あり	包布、敷布、枕カバー：週1回 夏用と冬用の交換 月額費に含む	
	日常の洗濯	あり	日常の下着等は随時実施 月額費に含む	ドライクリーニングが必要な場合は実費
	居室配膳・下膳	あり	各ユニットの居間まで食事用カートでの配膳・下膳月額費に含む	
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり	食べれないものは別のものを提供 月額費に含む	外食、出前、特別食は実費
	おやつ	あり	月額費に含む	
	理美容師による理美容サービス	あり	月1回の散髪（カット・シャンプー・ブロー）は月額費に含む	左記以外のパーマ等は実費（別添6）（外部委託業者が施設にて実施）
	買い物代行	あり	施設近辺に限る 月額費に含む	
	役所手続代行	あり	寝屋川市内に限る 月額費に含む	
	金銭・貴重品の管理	なし	原則いたしません	
健康管理サービス	定期健康診断	あり	年2回（医師の指導により受診して頂きます）：月額費に含む	
	健康相談	あり	月額費に含む：都度	
	生活指導・栄養指導	あり	月額費に含む	
	服薬支援	あり	月額費に含む	
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり	月額費に含む	

入 退 院 の サ ー ビ ス	移送サービス	あり	寝屋川・枚方地域の病院及び協力医療機関（松下記念病院）における送迎、付添料は利用料に含まれる。	左記以外は付添料（別添6）、及び交通費は実費
	入退院時の同行	あり		
	入院中の洗濯物交換・買い物	あり	寝屋川・枚方地域の病院及び協力医療機関（松下記念病院）におけるお見舞い、洗濯物交換、買い物は利用料に含まれる。	左記以外のお見舞い代行費【付添料相当】（別添6）、及び交通費は実費 原則3回／週
	入院中のお見舞い訪問	あり		

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価 4級地 10.54円

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、所得に応じ2割又は3割負担となります。

基本費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考	
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援 1	182	1,918	192	57,548	5,755		
要支援 2	311	3,277	328	98,338	9,834		
要介護 1	538	5,670	567	170,115	17,012		
要介護 2	604	6,366	637	190,984	19,099		
要介護 3	674	7,103	711	213,118	21,312		
要介護 4	738	7,778	778	233,355	23,336		
要介護 5	807	8,505	851	255,173	25,518		
			1日あたり (円)		30日あたり (円)		
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算	あり	12	126	13	3,794	380	
夜間看護体制加算	あり	10	105	11	3,162	317	
医療機関連携加算	あり	80	-	-	843	85	
看取り介護加算	あり	572	6,028	603	-	-	
		644	6,787	679	-	-	
		1,180	12,437	1,244	-	-	
		1,780	18,761	1,877	-	-	
認知症専門ケア加算	なし						
サービス提供体制強化加算	(Ⅲ)	6	63	7	1,897	190	
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)(Ⅱ)	(介護予防)特定施設入居者生活介護+加算単位数) ×9.4%					
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり	(介護予防)特定施設入居者生活介護+加算単位数) ×1.5%					
入居継続支援加算	あり	22	231	24	6,956	696	サービス提供体制加算と併用できず
生活機能向上連携加算	なし	100	-	-	1,054	106	
若年性認知症入居者受入加算	なし	120	1,264	127	37,944	3,795	
口腔衛生管理体制加算	あり	30	-	-	316	32	
栄養スクリーニング加算	なし	5	-	-	52	6	6ヶ月に1回を限度
退院・退所時連携加算	あり	30	316	32	9,486	949	入居日から30日間

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要)

- ・個別機能訓練加算 (I) 【短期利用(地域密着含む)は除く】
 - ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。
(理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)
※はり師・きゅう師については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上昨日訓練指導に従事した経験を有するものに限る。
 - ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のもものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
- ・夜間看護体制加算【要支援は除く】
 - ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合。
 - ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ・医療機関連携加算【短期利用(地域密着含む)は除く】
 - ・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
 - ・利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況について月1回以上情報を提供したこと。
- ・看取り介護加算【要支援と短期利用(地域密着含む)は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。

医師が一般に認められている医学的知見に基づいき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。
- ・認知症専門ケア加算 (I) 【短期利用(地域密着含む)は除く】
 - ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50%以上であること。
 - ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
 - ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。

- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ

前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

前年度(3月を除く)における利用者に直接サービス提供を行う職員の総数（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上。
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出ている場合。
- ・入居継続支援加算
 - ・社会福祉士及び介護福祉法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。
 - ・介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（令和12年厚生省告示第27号）第5号に規定する基準に該当していないこと。
- ・生活機能向上連携加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして大阪府に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。
- ・若年性認知症入居者受入加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして大阪府に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合。
- ・口腔衛生管理体制加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対し口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。
- ・栄養スクリーニング加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合する指定特定施設において、入居者に対し、入居した日及び6カ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合。
- ・退院・退所時連携加算

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位するを加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に該当指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

(別添4) 介護保険自己負担額(参考:加算項目別報酬金額 4級地(地域加算 5.4 %))

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)	
基本単位	要支援1	182単位/日	57,548円	5,755円	11,510円	17,265円
	要支援2	311単位/日	98,338円	9,834円	19,668円	29,502円
	要介護1	538単位/日	170,115円	17,012円	34,023円	51,035円
	要介護2	604単位/日	190,984円	19,099円	38,197円	57,296円
	要介護3	674単位/日	213,118円	21,312円	42,624円	63,936円
	要介護4	738単位/日	233,355円	23,336円	46,671円	70,007円
	要介護5	807単位/日	255,173円	25,518円	51,035円	76,552円
当施設の加算単位	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位/日	3,794円	380円	759円	1,139円
	夜間看護体制加算	10単位/日	3,162円	317円	633円	949円
	医療機関連携加算	80単位/月	843円	85円	169円	253円
	看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前31日以上45日以下)	572単位/日	6,029円	603円	1,206円	1,809円
	看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前4日以上30日以下)	644単位/日	6,788円	679円	1,358円	2,036円
	看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前2日又は3日)	1,180単位/日	12,437円	1,244円	2,488円	3,732円
	看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日)	1,780単位/日	18,761円	1,877円	3,753円	5,629円
	看取り介護加算 (看取り介護一人当り)	(最大30,108単位)	(最大317,338円)	(最大31,734円)	(最大63,468円)	(最大95,202円)
	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6単位/日	1,897円	190円	380円	570円
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 82/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 60/1000				
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 33/1000				
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 18/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 12/1000				
	介護職員等ベースアップ等 支援加算	所定単位数の 15/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	退院・退所時連携加算	30単位/日	9,486円	949円	1,898円	2,846円
	入居継続支援加算Ⅱ	22単位/日	6,956円	696円	1,392円	2,087円
	生活機能向上連携加算	100単位/月 1,280単位	1,054円	106円	211円	317円
	若年性認知症入居者 受入加算	120単位/日 1,280単位	37,944円	3,795円	7,589円	11,384円
	口腔衛生管理体制加算	30単位/月 1,280単位	316円	32円	64円	95円
栄養スクリーニング加算	5単位/回	52円	6円	11円	16円	

※1か月30日で算出しています。

②要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		71,419円	116,656円	205,382円	228,517円	253,065円	275,515円	299,704円
自己負担	(1割の場合)	7,142円	11,666円	20,539円	22,852円	25,307円	27,552円	29,971円
	(2割の場合)	14,284円	23,332円	41,077円	45,704円	50,613円	55,103円	59,941円
	(3割の場合)	21,426円	34,997円	61,615円	68,556円	75,920円	82,655円	89,912円

・本表は、要支援1・要支援2の方の場合:当施設で夜間看護体制加算、看取り介護加算、退院・退所時連携加算、入居継続支援加算、生活機能向上連携加算、若年性認知症入居者受入加算、栄養スクリーニング加算以外の加算をすべて利用した場合の例です。
要介護1~5の方の場合:看取り介護加算、サービス提供体制強化加算、退院・退所時連携加算、生活機能向上連携加算、若年性認知症入居者受入加算、栄養スクリーニング加算以外の加算をすべて利用した場合の例です。

(別添5)

■前払金の算定根拠について

エイジフリー・ライフ香里園

当ホームの前払金のご入居者の想定居住期間を勘案して償却期間を定め、家賃相当、共通管理サービス費、介護費用（介護保険対象外サービス費）を前払い分としてお預かりし償却するものです。
算定基礎は下記のとおりです。

前払金＝想定居住期間の前払金＋想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する前払金

算定にあたって、想定居住期間については当社グループ運営施設の全入居者の在居期間(年齢別)実績、公的データとして(公)全国有料老人ホーム協会が運営する入居者基金制度における要介護者データ等を使用しておおむね50%の方が在居継続(50%の方が退去)される期間を基本に、下記のとおり設定しています。

◆平均想定居住期間

70歳～74歳	7年
75歳～79歳	6年
80歳～84歳	5年
85歳以上	4年

また、想定居住期間を超えて契約が継続される場合の前払金についても上記と同じデータを参考に算定しています。

◆想定居住期間を超える費用の前払金総額に対する割合 25%

その結果、最終的に以下の設定をしております。

◆前払金の内訳

非返還部分 総額の25%
※ただし、入居日の翌日から起算して3ヶ月以内で退去された場合は全額返金する。
返還対象額 総額の75%
※想定居住期間内に契約が終了した場合、契約終了日から想定居住期間満了日分を返金します。

尚、前払金には対価性のない権利金等は含まれておりません。

(別添6)

■有償サービス価格表

エイジフリー・ライフ香里園

費用等 外出区分	地域	付添い費	交通費		食事費		入場料等	
			入居者負担	施設負担	入居者負担	施設負担	入居者負担	施設負担
お楽しみプラン	施設より半径5km以内の地域で3時間以内	不要	不要	○	実費 (付添い職員の上限1,650円も含む)		実費 (付添い職員の分も含む)	
	上記以外 (出発時から全て費用がかかり施設車の使用不可)	1,650円/H	実費 (施設車使用不可)		実費 (付添い職員の上限1,650円も含む)		実費 (付添い職員の分も含む)	
通院 ※医療に関するサービス	寝屋川・枚方地域の病院及び松下記病院	不要	不要	○	実費	880円 (上限)		
	上記以外 (出発時から全て費用がかかり緊急やむを得ない場合は施設車の使用可)	1,650円/H	実費 (施設車使用不可。但し緊急やむを得ない場合は施設車使用可)		実費	880円 (上限)		
フロア企画外出	食事と喫茶	不要	不要	○	実費	880円 (上限)	実費	○
	喫茶	不要	不要	○	実費	440円 (上限)	実費	○
クラブ活動による外出	施設より半径5km以内の地域で3時間以内	不要	不要	○	実費 (付添い職員の上限1,650円も含む)		実費 (付添い職員の分も含む)	
	上記以外 (出発時から全て費用がかかり施設車の使用不可)	1,650円/H	実費 (施設車使用不可)		実費 (付添い職員の上限1,650円も含む)		実費 (付添い職員の分も含む)	
個人外出	寝屋川・枚方地域で1時間以内 (利用時間帯：8：30～16：30)	不要	不要	○	実費 (付添い職員の分も含み上限なし)		実費 (付添い職員の分も含む)	
	上記以外 (出発時から全て費用がかかり緊急やむを得ない場合は施設車の使用可)	1,650円/H	実費 (施設車使用不可。但し緊急やむを得ない場合は施設車利用可)		実費 (付添い職員の分も含み上限なし)		実費 (付添い職員の分も含む)	

注)・付き添い費の1時間未満は、切り上げ

・施設車の費用：軽自動車 10円×1.1/km 普通自動車 20円×1.1/km (小数点以下、四捨五入)

◆指定日以外の買物代行・官公庁手続代行： @1,650/時間+交通費実費

◆特別食： 昼食、夕食 1,650円～（税込み） お申込は5日前までをお願いいたします

◆クラブ等： 会費/月謝+材料費

- ・音楽会
 - ・園芸教室
 - ・ビューティケア
 - ・学習療法
 - ・脳の健康教室
 - ・動物との触れ合いなど
 - ・歌体操
 - ・書道教室
 - ・編物教室
 - ・和歌友の会
 - ・絵手紙教室
 - ・ちぎり絵教室
 - ・お茶会クラブ
 - ・絵画教室
 - ・カラオケクラブ
- ・2,200円/月（税込み）
- ・2,200円/月（別込み）
- ・315円/月（税込み、別途材料費実費）
- ・材料費実費
- ・509円/月（税込み、別途材料費実費）
- ・509円/月（税込み、別途材料費実費）
- ・315円/月（税込み、別途材料費実費）
- ・2,037円/月（税込み、別途材料費実費）

◆日帰り旅行： 費用は都度提示（自由参加）

◆理美容（注1：1回/月 カット/シャンプー/ブローは月額費に含む）

□美容料金（参考価格）

シャンプー/ブロー	1,300円	注1	パーマ	4,500円
カット	1,500円		パーマ(ロング)	4,800円
シャンプー/セット	1,600円		ヘアダイ	2,800円
シャンプー/セット	2,000円	(ロング)	メイクアップ	1,500円
セット	800円		フェイスマッサージ	2,500円

□理容料金（参考価格）

シャンプー	500円	注1
カット	1,500円	
髭剃り	500円	

◆その他

施設が設置した以外のベッド・畳及びタイルカーペット等を希望された場合の費用
個人専用として、福祉用具を使用する場合の福祉用具費用
（車イス、腰掛便座、施設の設置以外の手すり等）

◆お客様用宿泊室（1室）

親族、身元引受人は施設に届出いただければ、お客様用宿泊室をご利用いただけます
1泊 朝食付 5,500円（税込み）
使用料は宿泊者負担となり利用時に現金または口座振替にて施設にお払いいただきます

◆ご来訪者お食事代

親族、身元引受人はご注文いただければ、ご入居者様と一緒に食事を召し上がっていただけます

- ・朝食 550円（税込み） お申込は前日の午後5時までをお願いいたします
- ・昼食 800円（税込み） お申込は前日の午後5時までをお願いいたします
- ・おやつ 300円（税込み） お申込は前日の午後5時までをお願いいたします
- ・夕食 990円（税込み） お申込は前日の午後5時までをお願いいたします
- ・特別食（税込み）：うなぎ御膳1,650円、天ぷら御膳1,650円、ステーキ御膳1,980円
お申込は5日前までをお願いいたします

食事代は利用時に現金または口座振替にて施設にお払いいただきます

※イベント食の場合は別途定めます